

流域水害対策計画の策定に向けて

令和4年9月
本川流域水害対策協議会

目 次

1. 流域の概要	1
2. 過去の浸水被害の状況	4
3. 既往計画の策定状況	5
4. 流域治水プロジェクト	8
5. 特定都市河川の指定	10
6. 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策	11
7. 流域水害対策計画に定める事項	15
8. 取組状況の紹介	16

1. 流域の概要

■本川は、広島県沿岸部のほぼ中央に位置し、竹原市街地を貫流しながら瀬戸内海に注ぐ、流路延長2.3km、流域面積6.8km²の二級河川である。



項目	数量	
流域面積 (km ²)	6.8	
河川延長 (km)	2.3	
氾濫区域内	面積 (ha)	174.9
	人口 (人)	5,087
	資産額 (億円)	1,658
流域市町村	竹原市 (1市)	

■竹原市街地に至るまでの上流部は、川幅4~6mの単断面であり、直線的な三面張りの築堤区間である。



■竹原市街地を貫流する下流部は、掘込河道の感潮区間となり、川幅は竹原市街地で5~10m程度で、往時の繁栄の象徴とも言える雁木と常夜燈が残っている。



■河口部付近では川幅15~30mであり、都市河川の様相を呈している。

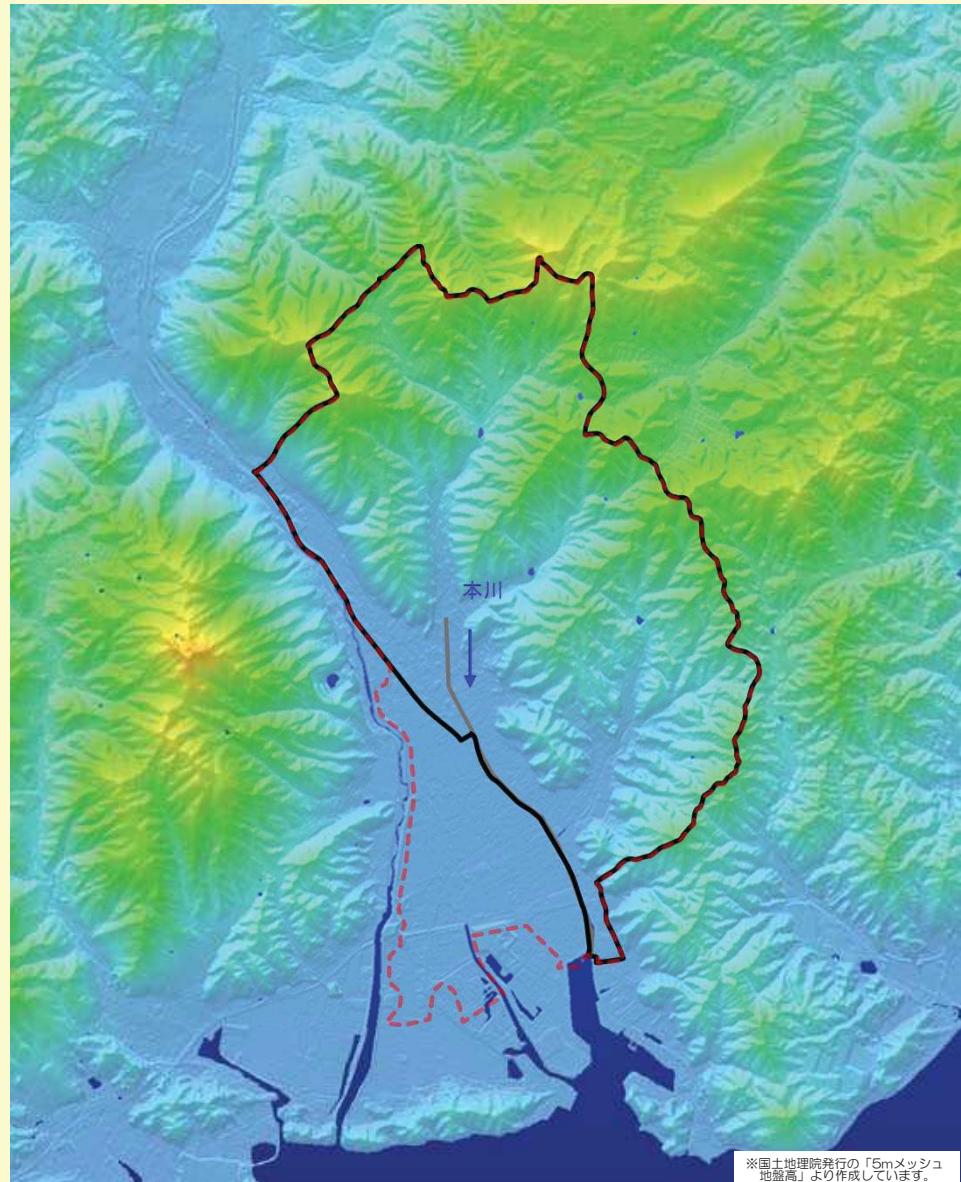


流域概要図

1. 流域の概要

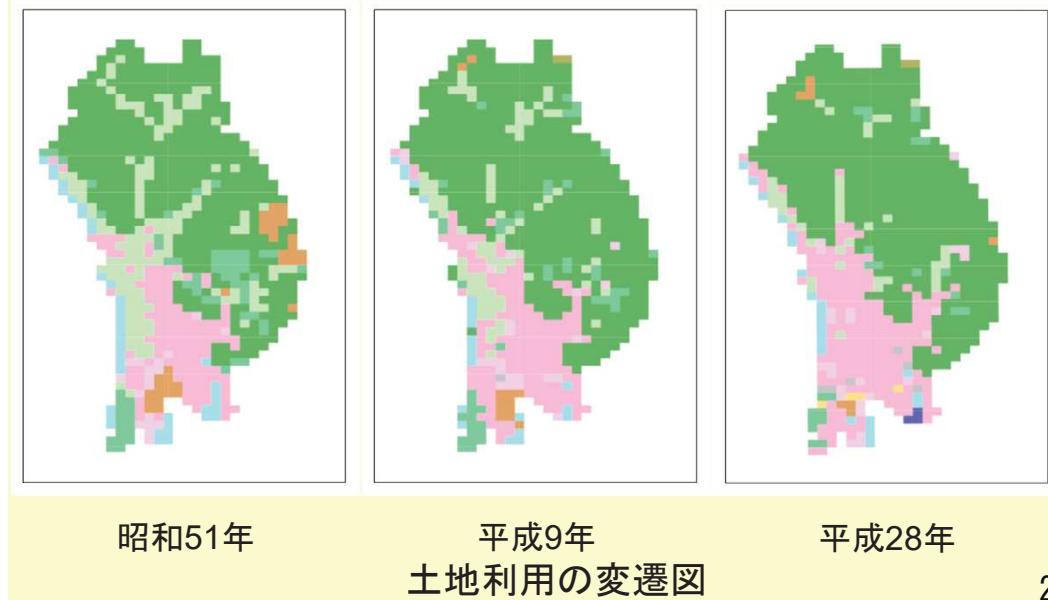
流域内地盤高状況

- 本川の上流域は、起伏があり、山地が卓越している。
- 本川の沿川は、河口部から低平地となっており、近年、内水被害が生じている。



土地利用状況の変遷

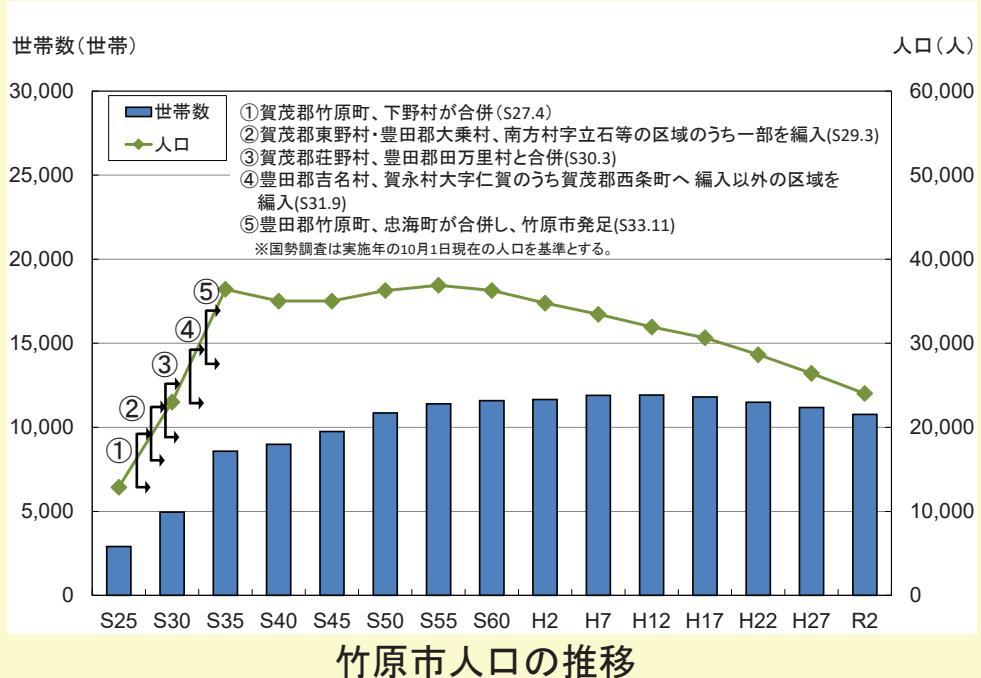
- 本川流域内の土地利用は大部分が民有林を主体とする山林及び川沿いの農地であるが、下流側の両岸は古くから市街地が広がり、流域及び氾濫原も含めたエリアは、宅地開発が進んでいる。
- 宅地は、昭和51年に約14%であったものが、平成28年には約23%を占める状況となっている。



1. 流域の概要

竹原市の人口及び世帯数の経緯

- 竹原市の人口は、昭和30年代の合併により、急増し、昭和55年を境に減少傾向となり、現在の竹原市的人口は約2万4千人(令和2年(速報値))となっている。
- 世帯数は、やや減少傾向となり、約1万1千世帯(令和2年(速報値))となっている。



歴史・伝統芸能

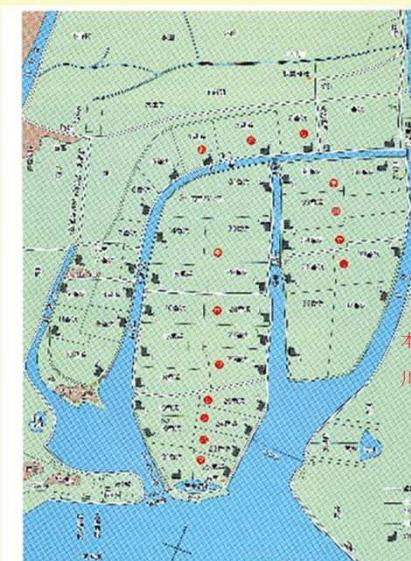
- 竹原の塩田は昭和35年に塩田整備法で廃止されるまで300余年、竹原の経済・政治・文化に大きな影響を与えた。
- 豊かな経済力を背景に花開いた町人文化の面影は本川流域の町並みに残り、それらの区域は昭和57年に「町並み保存地区(国選定重要伝統的建造物群保存地区)」に選定されている。



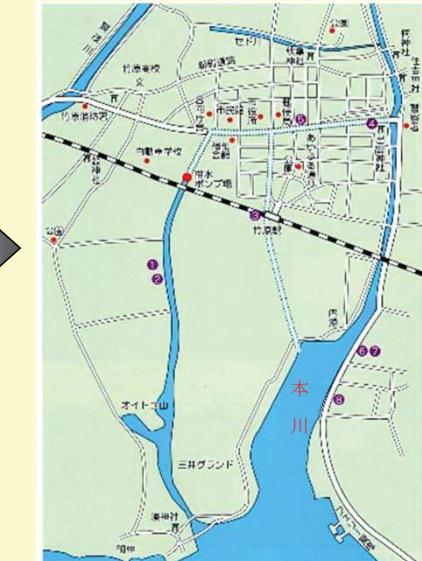
たけはら町並み保存地区



本川沿川の常夜燈



竹原塩田地図
(明治43年ごろの塩田の様子)



現在の竹原
(-----は元の堀)

伝統芸能

- 流域内には、江戸時代から続く伝統的な海の祭り「竹原住吉まつり」がある。本川沿いに子供提灯が並び、櫂伝馬、神輿渡御などの多彩なイベントが開催される。



竹原住吉まつり

2. 過去の浸水被害の状況

本川における主な洪水と河川整備

■平成7年7月3日洪水
家屋浸水被害 25棟

■平成16年8月洪水(高潮)
家屋浸水被害 473棟

■平成11年6月29日洪水
家屋浸水被害 50棟

■平成16年9月洪水(高潮)
家屋浸水被害 180棟

●河川整備基本方針(平成18年5月策定)

●河川整備計画(平成19年2月策定)

●平成25年9月 供用開始

- ・高潮堤防整備完成
- ・防潮水門完成
- ・排水機場暫定整備: $9\text{m}^3/\text{s}$

■平成30年7月豪雨による洪水
家屋浸水被害 266棟
浸水面積 28ha

近年洪水による検証及び
最新の流域の状況に応じた見直し

■令和3年7月洪水

家屋浸水被害 256棟
浸水面積 27ha

●河川整備基本方針【変更】(令和4年度 策定予定)

●河川整備計画【変更】(令和4年度 策定予定)

出典: 水害統計 H30, R3 (建物被害: 竹原市調査結果、浸水範囲: 汛濫解析による実績再現結果)

高潮整備(平成25年9月供用開始)

河川整備計画(平成19年2月)による高潮整備メニュー

- ・平成25年9月 供用開始
⇒ 防潮水門、高潮堤防完成、排水機場 $9\text{m}^3/\text{s}$ 完成

本川防潮水門



本川排水機場



■本川は、平成18年5月に河川整備基本方針、平成19年2月に河川整備計画を策定し、現在に至るまで、防潮水門等の整備を実施してきた。

■近年、平成30年7月豪雨による洪水及び令和3年7月洪水により、洪水被害が発生していることから、既定計画の見直しを令和3年度から実施し、現在、策定中である。

本川における主な洪水の被害状況

平成7年7月洪水



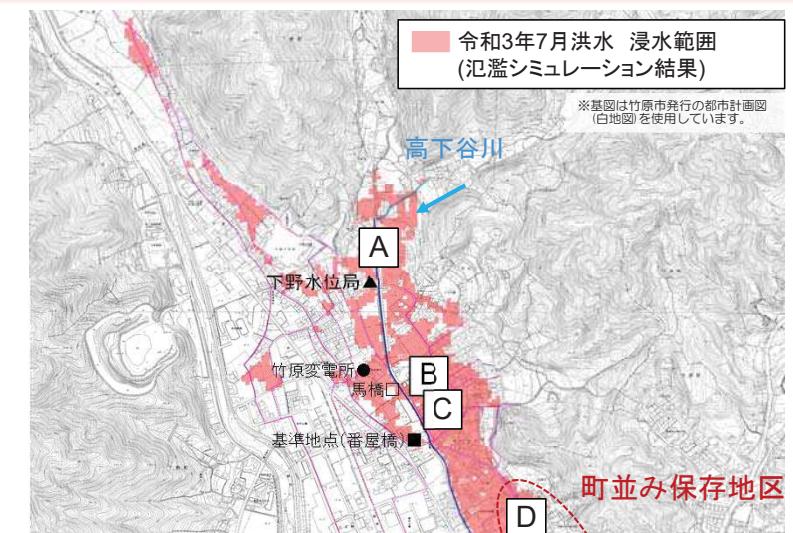
平成11年6月洪水



平成16年9月洪水(高潮)



令和3年7月洪水



本川からの溢水状況(1k700~1k800)

背後地の浸水状況

3. 既往計画の策定状況(河川)

●河川整備基本方針【変更】(案) (令和4年度策定予定)

※学識者による河川整備計画等検討委員会

(第1回:令和4年1月25日, 第2回:令和4年3月24日)

・基本高水流量の変更

⇒内水域を考慮した基本高水流量の設定

●河川整備計画【変更】(案) (令和4年度策定予定)

※学識者による河川整備計画検討委員会

(第1回:令和4年3月24日, 第2回:令和4年7月29日)

※地元代表者による本川水系河川整備計画懇談会

(令和4年6月7日)

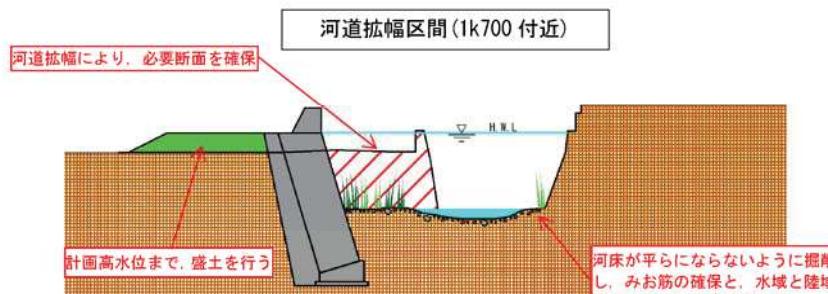
⇒整備期間及び右図の整備メニューを設定

・対象期間:概ね20年

・洪水対策:近年, 洪水被害が生じた平成30年7月豪雨による洪水の越水を防止するための河道断面積を確保。

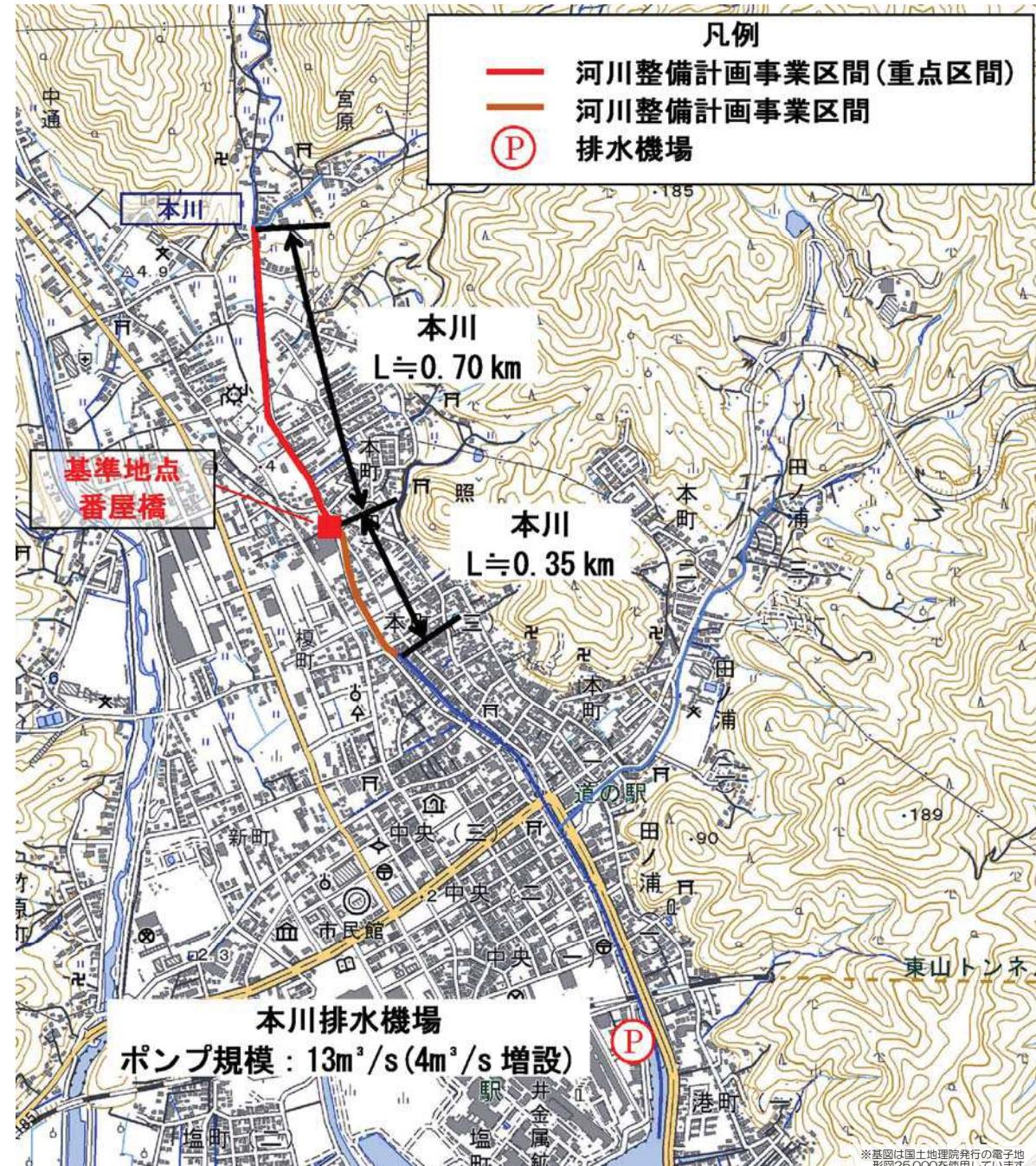
また, 内水域との対策を連携し, 平成30年7月豪雨による洪水により家屋の床上浸水を防止。

・高潮対策:既往最高高潮位に対し高潮被害を防止するために防潮水門及び防潮柵門を整備する。また, 水門閉鎖時に想定される規模の降雨に伴う洪水から家屋浸水被害を防止するため, 排水機場を整備。(既設 $9\text{m}^3/\text{s}$ ⇒ $13\text{m}^3/\text{s}$)



※実施に際しては、今後の調査・測量結果により、護岸の構造が変更になる場合もあります。

河川の整備イメージ図



河川整備計画【変更】(案)における整備内容

3. 既往計画の策定状況(下水道)

●竹原市の下水道整備状況(令和4年3月31日現在)

・本川の西側においては、公共下水道による整備が進んでおり、整備率としては竹原市全体で約12.9%の状況である。

●竹原市污水処理施設整備構想(平成30年度)

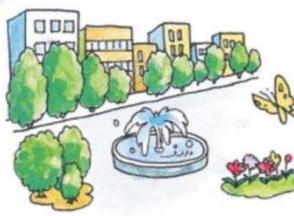
・「竹原市污水適正処理構想」を踏まえ、公共下水道整備について、今後10年程度を目標に整備が概ね完了すること(概成10年)を目指す、「竹原市污水処理施設整備構想・アクションプラン」を策定している。

・本アクションプランは、中期(目標年次:平成39年度)の污水処理施設の整備内容(公共下水道と合併浄化槽/個人設置型)を示し、污水処理を概成する計画で下水道人口普及率を100%、合併処理浄化槽を含む污水処理人口普及率を63.7%にする方針としている。

水洗便所が使えます



周辺の環境がよくなります



雨水をすばやく流します

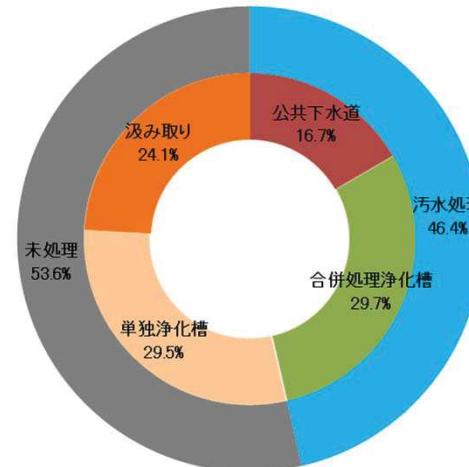


下水道整備の役割(例)

汚水処理整備手法		処理人口 (人)	普及率 (%)
汚水処理	集合処理 公共下水道	3,980	16.70%
	個別処理 合併処理 浄化槽	7,110	29.70%
	汚水処理計	11,090	46.40%
未処理	個別処理 単独 浄化槽	7,049	29.50%
	汲み取り	5,762	24.10%
	未処理計	12,811	53.60%
合計		23,901	100.00%

令和4年3月31日現在

竹原市の汚水処理整備状況

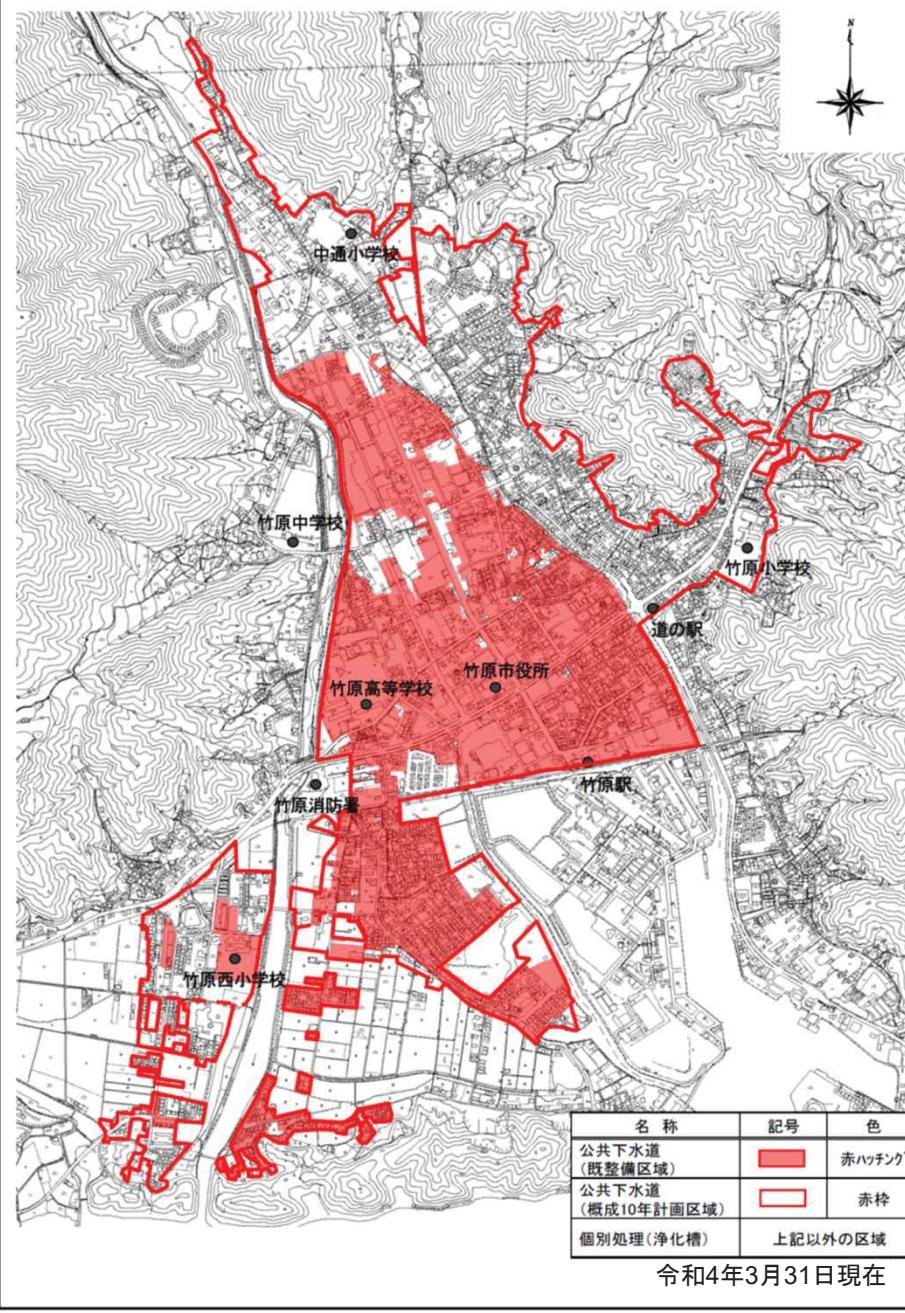


竹原市污水処理施設整備構想・アクションプラン

■目標年次 平成47年度

市町村名 竹原市

■汚水処理整備区域図(拡大図)



竹原市污水処理施設整備構想・アクションプラン

3. 既往計画の策定状況(都市計画)

●第3次竹原市都市計画マスターplan(平成28年11月)

- ・目標年次: 平成37年
 - ・将来人口の設定: 24,000人(平成37年)
 - ・都市づくりのテーマ: 『瀬戸内に映える持続可能な都市づくり』
- (竹原地域の現状)

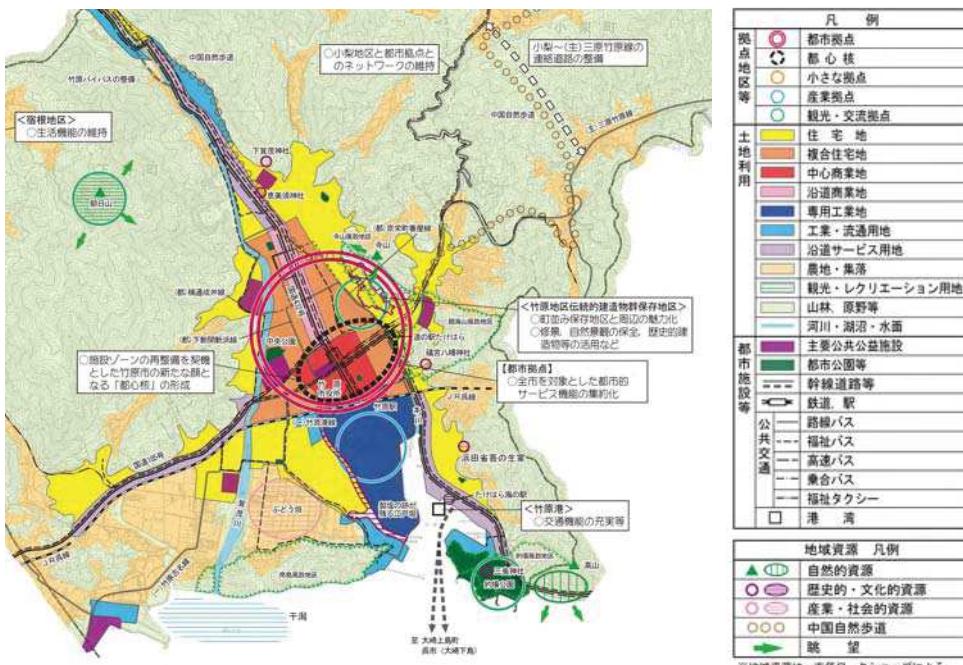
竹原地域は、JR竹原駅を中心に市街地が形成され、商業・業務施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、行政サービス施設などの都市機能が集積しており、市の中心地としての役割を担っている。

また、自然資源、町並み保存地区をはじめとする歴史的・文化的資源、産業資源、観光・交流資源などが豊富に分布し、本市の観光・交流拠点としての役割を担っている。

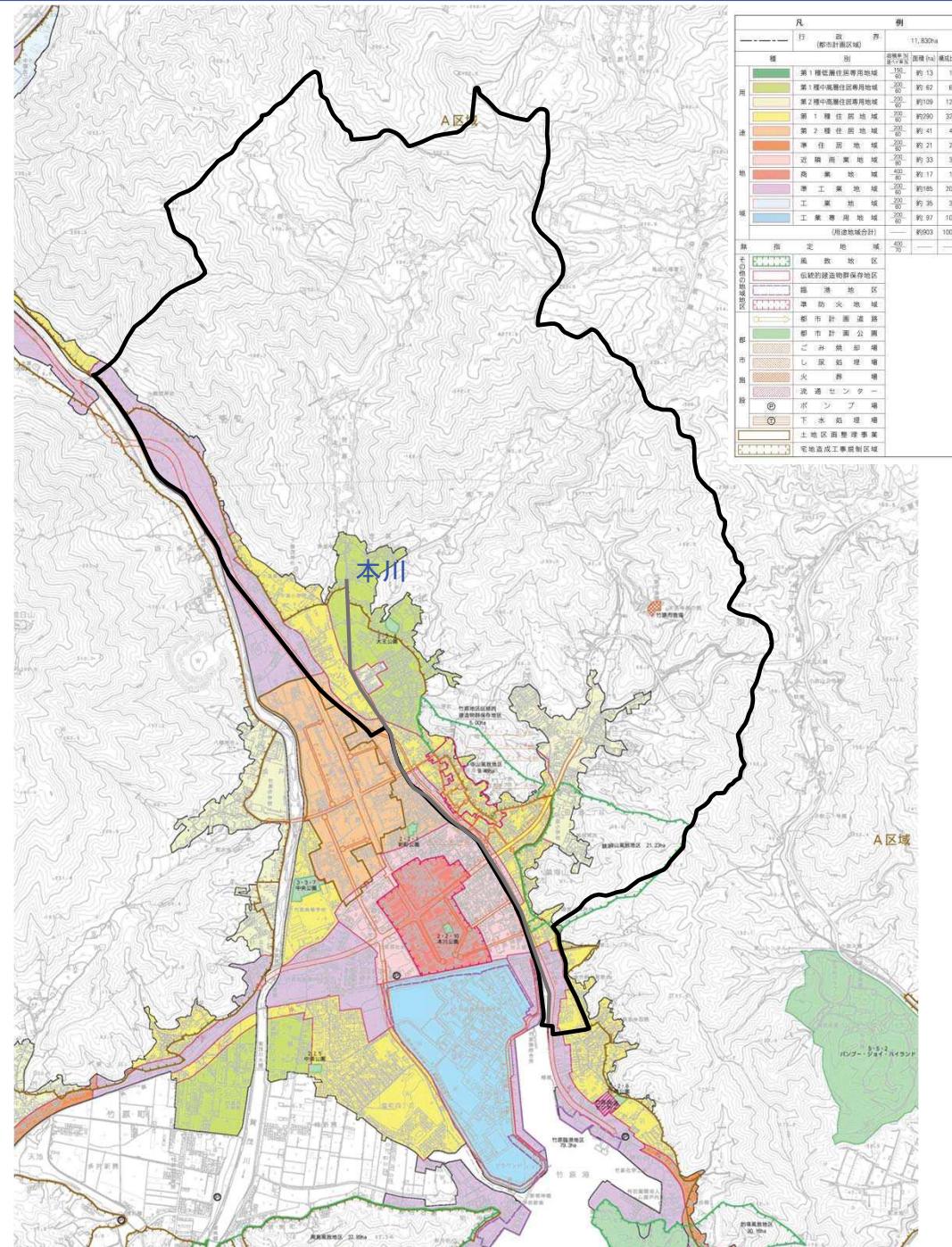
一方、人口、世帯数(一般世帯)とも減少傾向が続いている。

(竹原地域のまちづくりの位置づけ)

⇒竹原地域では、①多様な都市的サービスを提供する『都市拠点』と②観光都市としての活力を牽引する『観光・交流拠点』を位置づけている。



第3次竹原市都市計画マスターplan



本川流域の用途地域

4. 流域治水プロジェクト

二級水系
流域治水プロジェクト

本川水系流域治水プロジェクト【位置図】 ～歴史的な景観が残る都市河川における流域治水～

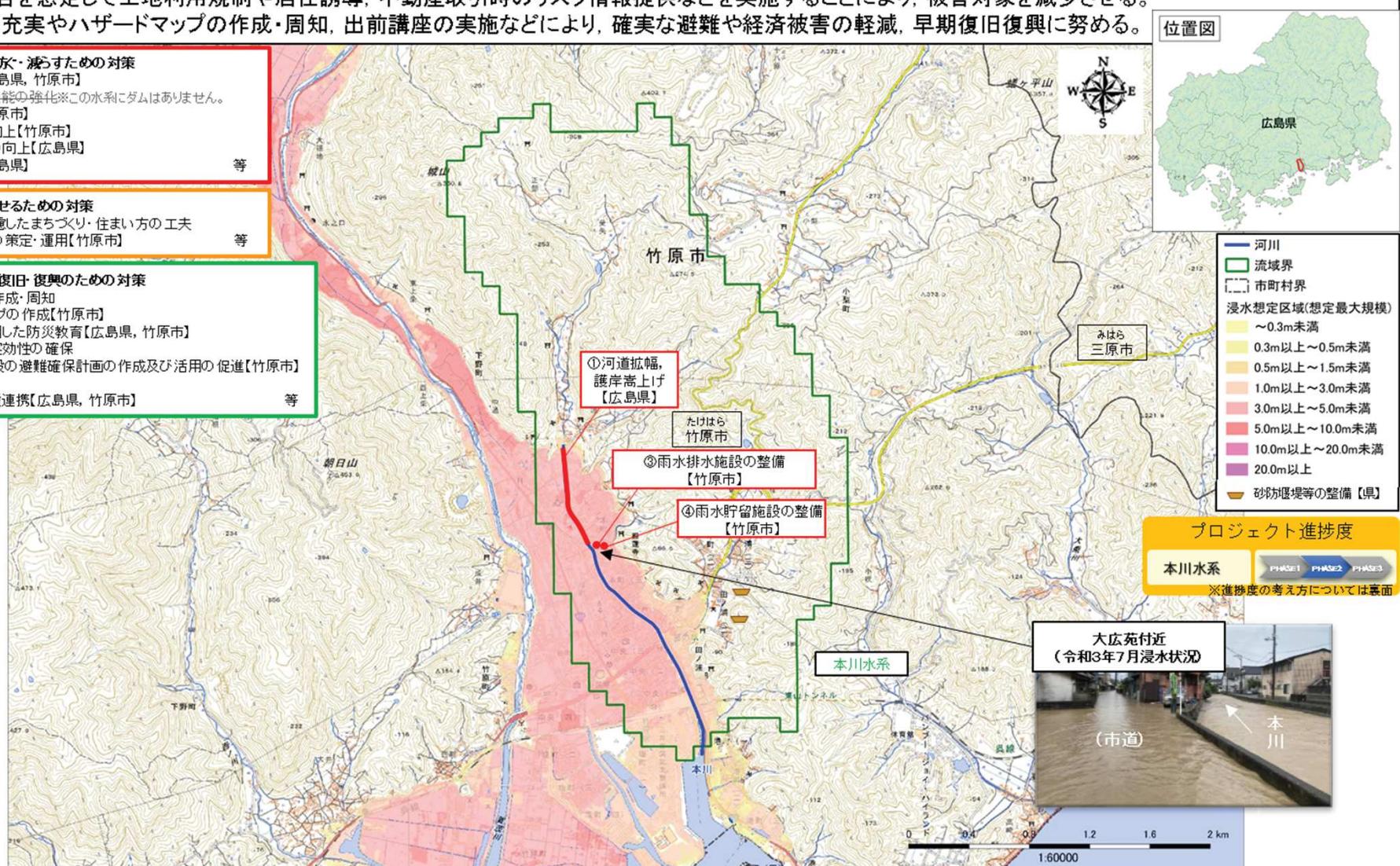
広島県
中央ブロック

- 平成30年7月豪雨をはじめとして、近年、浸水被害が頻発している本川水系では、平成30年7月豪雨を目標とする整備計画の実施に加えて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策等を推進していくことで、流域における浸水被害の解消を図る。
- 堤防や河道掘削等河川整備のほか、田んぼダムやため池を活用した雨水の貯留などの流域対策を推進し氾濫をできるだけ防ぐ。
- 氾濫した場合を想定して土地利用規制や居住誘導、不動産取引時のリスク情報提供などを実施することにより、被害対象を減少させる。
- 河川情報の充実やハザードマップの作成・周知、出前講座の実施などにより、確実な避難や経済被害の軽減、早期復旧復興に努める。

■氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策
①洪水氾濫対策【広島県、竹原市】
②ダムの洪水調節機能の強化※この水系にダムはありません。
③内水氾濫対策【竹原市】
④雨水貯留機能の向上【竹原市】
⑤山地の保水機能の向上【広島県】
⑥土砂流出対策【広島県】
等

■被害対象を減少させるための対策
⑦水害リスクを考慮したまちづくり・住まい方の工夫
・立地適正化計画の策定・運用【竹原市】
等

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
⑧ハザードマップの作成・周知
・洪水ハザードマップの作成【竹原市】
・出前講座等を活用した防災教育【広島県、竹原市】
⑨高齢者等避難の実効性の確保
・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び活用の促進【竹原市】
⑩防災体制の強化
・関係機関との各種連携【広島県、竹原市】
等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

4. 流域治水プロジェクト

二級水系
流域治水プロジェクト

本川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】 ～歴史的な景観が残る都市河川における流域治水～

広島県
中央ブロック

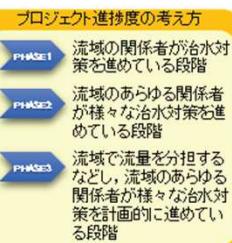
○ 本川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、県、市、住民が一体となって次の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】平成30年7月豪雨相当の洪水から床上浸水被害を解消するため、河道掘削や土砂流出対策等の治水対策を実施。

【中期・中長期】平成30年7月豪雨相当の洪水を安全に流下させるため、引き続き治水対策を実施。あわせて、立地適正化計画等に基づく水災害リスクを考慮したまちづくりの推進や、ハザードマップの作成・周知等、的確な避難行動につなげるためのソフト対策の充実を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	①洪水氾濫対策	広島県		河道拡幅、護岸嵩上げ(本川)	
		竹原市			普通河川の改修、浚渫
	③内水氾濫対策	竹原市			雨水排水施設の整備
	④雨水貯留機能の向上	竹原市		雨水貯留施設の整備	
	⑤山地の保水機能の向上	広島県			森林整備、治山事業
	⑥土砂流出対策	広島県	砂防堰堤等の整備		
被害対象を減少させるための対策	⑦水災害リスクを考慮したまちづくり・住まい方の工夫	竹原市	防災指針策定		立地適正化計画の策定・運用
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	⑧ハザードマップの作成・周知	竹原市、(広島県)		洪水ハザードマップ作成(未定)	
	⑨高齢者等避難の実効性の確保	竹原市		要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び活用の促進	
	⑩防災体制の強化	広島県、竹原市			関係機関との各種連携

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。



5. 特定都市河川の指定【再掲】

「流域治水」の本格的実践に向けて 本川を特定都市河川に指定

広島県

流域治水とは

「流域治水」とは、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う考え方のことです。

「流域治水」では、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて、

- ①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
- ②被害対象を減少させるための対策
- ③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に進めています。

特定都市河川について（特定都市河川浸水被害対策法の適用）

本川流域では、平成30年7月豪雨や令和3年7月の豪雨により、大規模な浸水被害が発生しました。そのため、水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するための新たな法的枠組みである「特定都市河川」への指定に向けた手続きを進めているところです。

特定都市河川に指定することにより、河川整備を加速するとともに、流出抑制対策等に係る新たな予算・税制措置等も活用して、実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

流域内のような行為について広島県知事の許可が必要になります

特定都市河川に指定されると、流域内の次の行為に対して、広島県知事の許可（貯留・浸透施設の整備）が必要になります。

新たな開発等により、雨水が地下に浸透せず、河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、流出する雨量が増えるおそれのある一定規模以上の行為（雨水浸透阻害行為）に対して、その対策を義務付けるものです。

● 図に示すような行為面積が1,000m²以上の場合、許可（対策）が必要となります
● 田畠や原野を、宅地や舗装、資材置き場等にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。

■問合せ■ 広島県土木建築局河川課 082-513-3929

本川流域の概要

本川流域は、広島県沿岸部のほぼ中央に位置し、竹原市街地を貫流し瀬戸内海に注ぐ二級河川

流域の平地部は既成市街地が広がっており、下流部左岸エリアには町並み保存地区

近年の浸水被害発生状況

- ・令和3年7月の豪雨により、河川や内水の氾濫により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生
- ・平成30年7月豪雨においても、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生

本川の特定都市河川への指定

H30.7 平成30年7月豪雨により、床上浸水172戸、床下浸水94戸の甚大な浸水被害が発生

R3.7 令和3年7月の豪雨により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行（流域治水の本格的な実践）

R4.3 「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」策定・公表

R4.3 「流域治水プロジェクト」策定・公表

R4.4 浸水対策重点地域緊急事業に着手

R4.7.25（予定） 本川を特定都市河川として指定

本川流域では、平成30年7月豪雨及び令和3年7月の豪雨において、河川及び内水の氾濫により甚大な浸水被害が発生したことから、浸水被害軽減のための河川整備や内水対策を実施するとともに、特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用など、流域一体となって「流域治水」を本格的に実践し、早期に地域の安全性の向上を図ります。

6. 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策

①河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- ・河道掘削、堤防整備
- ・遊水地、輪中堤の整備
- ・排水機場の機能増強 等

②雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- ・対象：民間事業者等
- ・規模要件： $\geq 30m^3$ （条例で0.1- $30m^3$ の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- ・対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



③雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- ・対象：公共・民間による $1,000m^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

④保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・埋立等の行為の**事前届出を義務化**

⑥浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- ・指定権者：都道府県知事
- ・都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- ・住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制とする**



浸水被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

⑤貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- ・指定権者：都道府県知事等
- ・盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



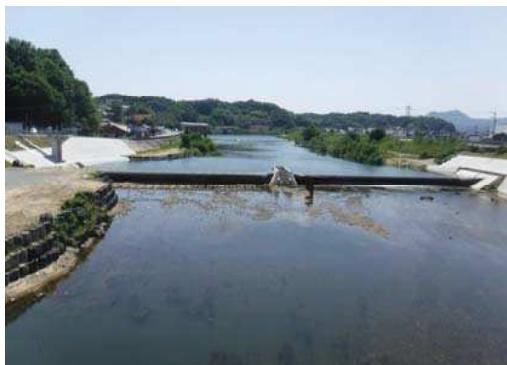
貯留機能を有する土地のイメージ

出典：国土交通省資料を一部加工

6. 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策

①河川改修・排水機場等のハード整備

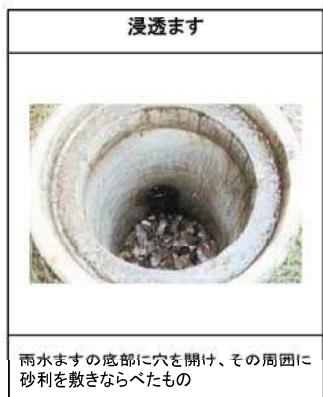
- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する。



＜雨水貯留浸透施設の例＞



雨水浸透を目的として、浸透管とその周囲の充填材から構成される構造物



雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷きならべたもの



雨水を貯留タンク等に溜め、水道用水などの水質を必要としない水洗トイレ、散水、他の用途に使用するもの

②雨水貯留浸透施設の整備

- 流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置を促す。

- ①地方公共団体に対する補助制度等の創設
- ②民間事業者等による雨水貯留浸透設備に係る認定制度の創設



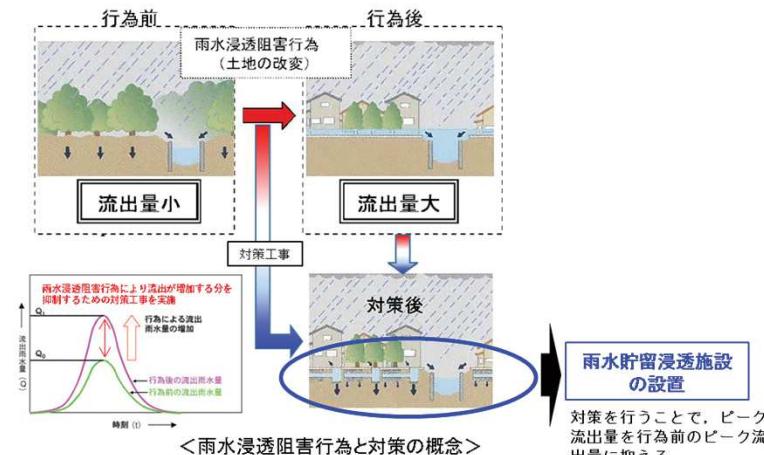
雨水貯留施設(キリリパーク)
バスケットボールや臨時駐車場として利用が可能

6. 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策

③雨水浸透阻害行為の許可

Q: 許可が必要な雨水浸透阻害行為とは？

- 特定都市河川に指定されると、流域内の以下の行為に対して、広島県知事の許可（貯留・浸透対策施設の設置）が必要になります。
- 雨水浸透阻害行為とは、新たな開発等により、地下に浸透しないで他の土地に流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為のことです。
- 雨水貯留浸透施設を設置することで、雨水浸透阻害行為により土地から流出する雨水の量の増加を抑制することができます。



■対象となる行為(雨水浸透阻害行為)の例

1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置
3. ローラー等により土地を締め固める行為
4. 土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)

- 図に示す行為面積が $1,000m^2$ 以上の場合、許可(対策)が必要になります。
- 田畠や原野を、**宅地や舗装、資材置場、駐車場にする場合**や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。
- 許可が必要な雨水浸透阻害行為に該当するか否かについては、現況の土地利用区分の判断、雨水浸透阻害行為面積の算定などが必要となります。
詳細は、申請窓口への相談をお願いします。

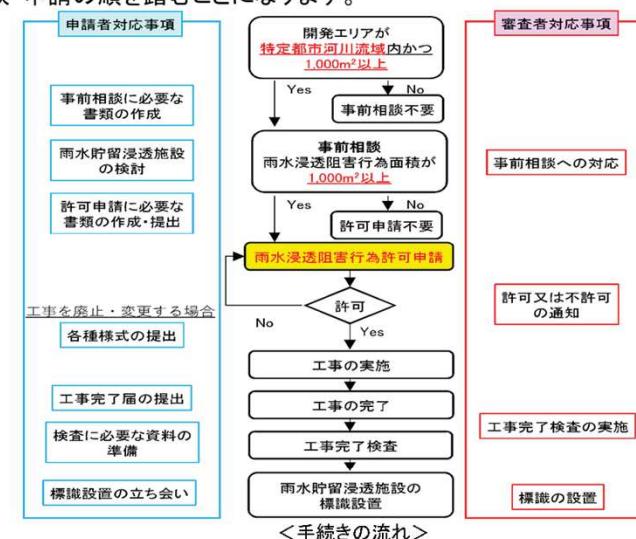
Q: 対策工事(雨水貯留浸透施設)には、どのようなものがある？

貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することも考えられます。



Q: 雨水浸透阻害行為の許可に必要な手続とは？

雨水浸透阻害行為の対策工事として雨水貯留浸透施設を設置する場合は、事前相談・申請の順を踏むことになります。



Q: いつまでに許可が必要？許可を受けずに進めたらどうなる？

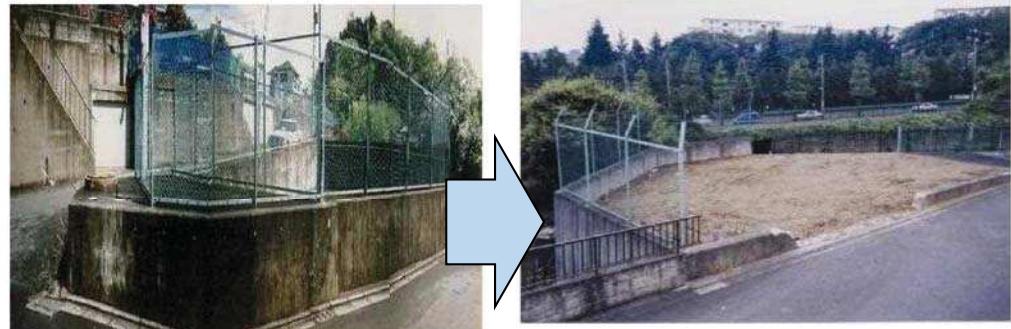
許可の通知が文書で到着するまでは、雨水浸透阻害行為に関する工事に着手することはできません。なお、行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで、少なくとも概ね**1か月以上が見込まれる**ため、十分に期間の余裕をもってご対応されるようお願いします。

なお、許可を受けずに雨水浸透阻害行為をした者には、法律により、罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が設けられています。

6. 特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策

④保全調整池の指定

- 一定規模(100m³)以上の防災調整池を、保全調整池として指定できる。
- 埋立てのように、機能を阻害するおそれのある行為は、知事等への届出が義務化。



従前の防災調整池

埋め立て後の状況

⑤貯留機能保全区域の指定

- 沿川の保水・遊水機能を要する土地を、知事等が土地所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定できる。
- 盛土、堀の設置等を実施する場合は、事前届出が必要。



洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

⑥浸水被害防止区域の指定

- 浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を、知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、浸水被害防止区域に指定できる。
- 開発規制・建築制限を措置し、開発・建築行為を行う際には、事前許可が必要となる。



ピロティ構造の事例

7. 流域水害対策計画に定める事項

① 浸水被害対策の基本方針	都市浸水による被害を防止又は軽減する対策の基本的な考え方
② 計画期間	概ね20～30年間程度を目安
③ 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	計画対象降雨（降雨量と降雨波形）
④ 都市浸水想定	計画対象降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水深
⑤ 特定都市河川の整備に関する事項	目標流量等の基本的な諸元及び堤防等の主要施設の配置等
⑥ 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項	河川管理者が整備する施設
⑦ 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	特定都市下水道の排水区域、排水区毎の河川への放流量・雨水貯留浸透量
⑩ 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	基本的な運転調整の方針、連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知
⑧ 河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備 その他浸水被害の防止を図るために雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	雨水貯留浸透施設、校庭貯留、ため池の活用、保水・遊水機能を有する土地の保全、雨水浸透阻害行為の許可等
⑨ 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	民間事業者等が整備する施設の認定の基本的な考え方等
⑪ 都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項	土地の利用について留意すべき事項及び土地利用の方向性に応じた対策
⑫ 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	前項を踏まえた、それぞれの区域の指定の考え方等
⑬ 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	想定最大規模降雨による浸水想定区域に基づくハザードマップ作成、防災教育等

8. 取組状況の紹介 ~「令和3年豪雨 改良復旧プロジェクト」~

ほんかわ

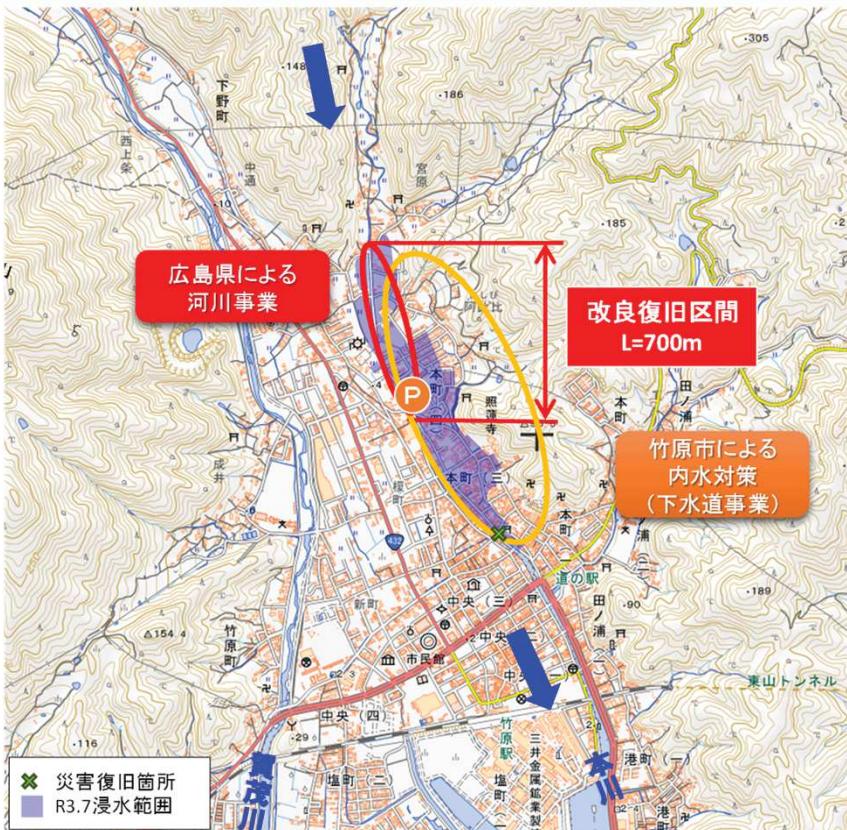
ほんかわ

二級河川 本川水系 本川 [竹原市本町]



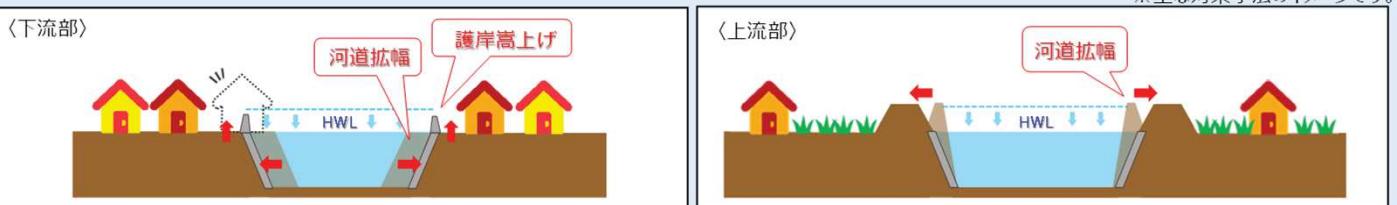
広島県

令和3年7月豪雨により、本川（竹原市本町）において、河川の氾濫及び内水の氾濫により甚大な家屋浸水被害等が発生したことから、河道拡幅及び橋梁架替等の改良復旧、及び竹原市による内水対策を実施し、令和3年7月豪雨を上回る平成30年7月豪雨相当の洪水から床上浸水被害を防止します。併せて、土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図ります。



●対策手法（イメージ）

河道を拡幅したり、橋梁の架替により桁を上げるなど、河道の断面を大きくし、流下能力を向上させます。



※主な対策手法のイメージです。

8. 取組状況の紹介 ~浸水対策重点地域緊急事業~

浸水対策重点地域緊急事業【本川水系本川】(広島県)

広島県竹原市の本川水系本川では、令和3年7月洪水により、床上浸水90戸、床下浸水166戸の甚大な浸水被害が発生。このため、浸水対策重点地域緊急事業により、河道掘削、橋梁架替等の整備を実施するとともに、内水対策や土地利用規制等の流域対策を推進し、早期に地域の安全性の向上を図る。

【位置図】



【全体計画】

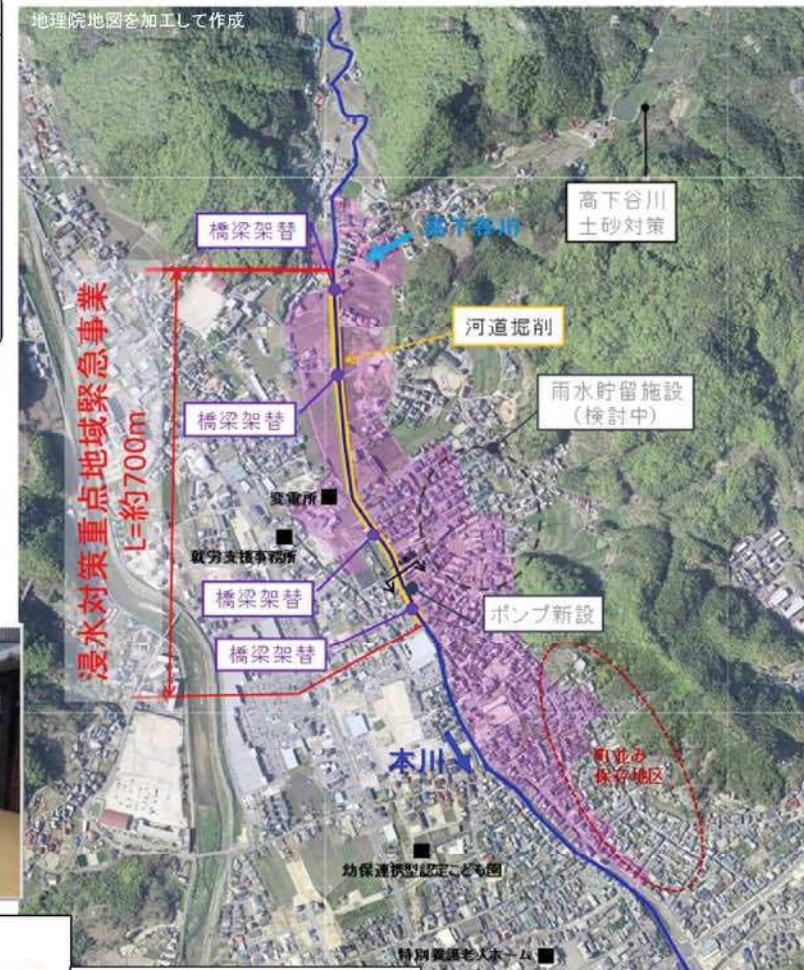
河川名：二級河川本川水系本川
事業内容：河道掘削、橋梁架替等
全体事業費：約21億円
事業期間：R4～R8
施工地：竹原市

【令和4年度当初】

実施内容：測量設計
事業費：70百万円(国費35百万円)

〈県・市の独自事業〉

- 県単独事業
高下谷川土砂流出対策
- 市単独事業
雨水排水ポンプの整備
- 適切な維持管理
維持管理計画に基づいた河川点検の実施
- ソフト対策
県・市：まるごとまちごとハザードマップの実施
市：立地適正化計画の見直し
県・市：特定都市河川指定等による流域治水の推進

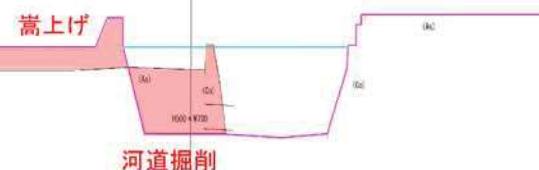


浸水戸数	床上	床下	計
R3.7月	90戸	166戸	256戸

【事業効果】

令和3年7月豪雨相当の洪水から
床上浸水被害を解消

事業実施のイメージ(A-A'断面)



- 令和3年7月洪水 浸水範囲
- 浸水想定区域内の重要施設

※各施設は、今後実施する詳細な調査や検討等の結果により、変わる可能性もある。